

滋野内親王

滋野内親王の母は藤原上子である。内親王に同母の兄弟姉妹はない。

上子の父・小黒麻呂は藤原北家の祖・房前の孫に当たる人物である。『続日本紀』天平宝字八年(七六四)十月七日条に見える叙位の記事を初めとして毎年のように任官または叙位を重ねた。宝龜十一年(七八〇)に陸奥で伊治咎麻呂の乱(注1)が起こると持節征東大使、その翌年に陸奥出羽按察使、兵部卿に任じられ、直接征伐に赴いている。戦況ははかばかしくなく鎮定に苦慮したものの、天応元年(七八一)に帰京すると

陸奥按察使正四位下藤原小黒麻呂。征伐事畢入朝。

特授正三位。(『続日本紀』天応元年八月二十五日条)

と功を讃えられ、その年には中納言に任じられる。七年後に大納言となり、以後薨去の延暦十三年(七九四)までその任にあった。

上子は延暦二十三年(八〇四)に他の女性たちと共に叙

位されている。このとき同じく従五位上に叙せられた中に桓武後宮の坂上春子、橘御井子がいた。春子は葛井親王・春日内親王の、御井子は賀楽・菅原内親王の生母である。この中で春子所生の葛井親王は薨去時の年齢から逆算して延暦十九年(八〇〇)の生まれであることが分かる。皇子女たちは三人の皇妃の叙位に何らかの影響を及ぼしたことも想像され、延暦二十二年(八〇三)ころまでには賀楽・菅原内親王のどちらかと滋野内親王は誕生していたのではないだろうか。

滋野内親王は祖父・小黒麻呂薨去の延暦十三年前後の生まれと考えて差し支えないだろう。つまり、滋野内親王の生涯において、祖父の地位による直接的な恩恵はほとんど無かったと思われる。内親王の後見は、上子の兄弟で中納言の葛野麻呂が、葛野麻呂の死後は同じく上子の兄弟で参議の道雄、あるいは葛野麻呂の子で参議の常嗣らがみためなのである。いずれにせよ内親王は彼らより長命であり、道雄、常嗣の子の代となると公卿に名を連ねる者はいなくなり、次第に権力の座から遠ざかる外戚を目的の当たりにせ

ずにはいられなかつた。母・上子の没年も不明である。

滋野内親王について分かることは大変な美貌の持ち主であったことである。天安元年（八五七）の薨伝には、内親王について次のように記されている。

无品滋野内親王薨。親王者。桓武天皇第七女也。母大納言正三位勳四等藤原朝臣小黒麻呂之女。正五位下上子也。親王容色妖艶。不免淇上之讒。

（『文徳実録』天安元年四月七日条）

「淇上之讒」という語の意味は判然としないが、『芸文類聚』巻七十九の靈異部下、神の項に「梁江淹水上神女賦曰」として次のような一節が見られる。

江上丈夫。遊宦荆吳。首衛國。望燕路。歷秦關。出宋都。徧覽下蔡之女。且説淇上之姝。……

これは巫山神女賦のような伝説が各靈地にあり、淇（注2）もその例に漏れず神女の話が伝えられていたものと思われる。そもそも神女賦などの神女は薄幸な公主（内親王）や貴族の娘が異界で変貌した姿であり、折々現れては地上の男を惑わせるものという。また、「姝」はみめよいこと、特に詩では公主の美貌に用いられることが多く、初々しい高貴な美しさを言う。つまり「淇上之讒」とは、「讒」という語があるものの醜聞の的となったというような悪い意味ではなく、まるで死後に神女と変じて伝説にうたわれる

春日内親王

春日内親王の母は坂上田村麻呂の女・春子である。内親王の他に葛井親王を産んでいる。

坂上氏は桓武後宮に春子の他にも田村麻呂の妹、春子にどっては叔母に当たる全子を入れており、当時の権勢のほどがうかがわれる。しかし弘仁二年（八一）五月二十三日に田村麻呂が薨去すると様相が変わってくる。その死後も子息の広野、浄野が皇子女の後見に当たったと思われるが、田村麻呂は大納言正三位にまで昇ったにもかかわらず、その子息たちは浄野が最終的に正四位下右兵衛督となったのが最高で、誰も公卿に列することが出来なかった。坂上氏の衰退は明らかで、全子腹の高津内親王は結果的に嵯峨天皇の妃を廃されるという憂き目にまであっている（注1）。坂上氏腹の皇子女たちは強力な後見を失ったのである。

しかし、春日内親王は田村麻呂の死の直後と翌年の二回にわたり、土地を賜っている。

山城国乙訓郡地一町賜春日内親王。

（『日本後紀』弘仁二年八月十四日条）

山城国乙訓郡陸田一町九段賜春日内親王。

（『日本後紀』弘仁三年三月二十一日条）

兄の葛井親王は薨去時の年齢から逆算すると、田村麻呂薨去のとき十二歳。妹の春日内親王は遅くとも桓武天皇崩御

ような絶世の美女、という意味であろう。

滋野内親王の薨去時の年齢は五十歳代と思われる。桓武の曾孫・文徳天皇の御代であった。

尚、考察の足がかりとなった「水上神女賦」については柅尾武先生にご教示をいただいた。ご多用の中をお煩わせたことをお詫びし、深く感謝申し上げます。先生がご指導下ったのはあくまで「淇上之讒」についてであり、その「淇上之姝」と『文徳実録』に見える「淇上之讒」を結びつけて考えたのは筆者である。他に用例のないこと故、その理解が誤りである恐れもあり、その場合の責任はあくまで筆者にあることをお断りする。

（注1）伊治皆麻呂（いじのあざまる）は蝦夷の族長。

朝廷の蝦夷経営に協力し、上治郡大領外従五位下であった。しかし同僚の道嶋大楯に蝦夷出身を侮蔑され、かつ按察使紀広純がその大楯を信任することに恨みを募らせていた。やがて皆麻呂は伊治城で広純・大楯らを殺害して挙兵、略奪をほしのままにする。なお、その後の皆麻呂の消息は不明。

（注2）川の名。淇水。可南省にあり、衛河に入る。
（柳澤 理恵子）

の翌年の延暦二十六年（八〇七）には誕生しているから、五歳から十歳くらいであろう。いずれにせよ幼かったことが幸いし、政争に巻き込まれることはなかったのである。内親王薨去後のことではあるが、葛井親王も最終的に三品太宰帥となっている。

春日内親王の薨去は天長九年（八三二）のことである。その薨伝には

无品春日内親王薨。桓武天皇之皇子也。

（『日本紀略』天長九年十二月二十四日条）とあるのみである。延暦二十年（八〇一）から二十六年ころの誕生であるとする、二十歳代後半から三十歳代の若さであった。ときに桓武の孫・仁明天皇の御代である。

（注1）坂上氏の動向及び高津内親王の生涯については

「皇女総覧（二）」（『国文目録』第三十四号）
平成七年二月）の高津内親王の項に詳しい。

（柳澤 理恵子）

安勅・大井・紀・善原内親王

安勅・大井・紀・善原内親王の母は藤原河子である。河子の父・大継は『続日本紀』宝龜八年（七七七）一月二十五日条の少納言任官の記事を初めとして、伊予介、伊勢守、

左京大夫などを歴任している。しかし任官の記録は大同元年（八〇六）五月九日の典薬頭、叙位の記録は大同三年（八〇八）十一月十七日の従四位上を最後に、没年も不明である。大継は藤原京家の祖・磨の孫に当たるとは、その経歴からも権門と呼ぶのは当たらないといえよう。しかし受領も兼ねていることから、中級官僚として経済力はあったものと思われる。権門の出身ではないものの、河子は四人の皇女の他に仲野親王も産んでおり、桓武天皇の寵姫であったことは容易に推測される。河子はまた延暦十五年（七九六）に従五位上、同二十三年（八〇四）に正五位上、弘仁八年（八一七）には従四位下に叙せられたことが分かっている。

河子腹の五人の皇子女の中で、生年が分かるのは仲野親王と紀内親王だけである。いずれも薨去時の年齢からの逆算であるが、仲野親王が延暦十一年（七九二）、紀内親王が延暦十八年（七九九）の誕生である。おそらく、他の内親王たちもその前後の生まれであろう。

四人の皇女たちの中では安勅内親王が年長だったようである。弘仁八年二月十日には異母兄・嵯峨天皇に奉獻し、叙品されている。

安勅内親王奉獻後宮。无品安勅内親王授四品。正五位上藤原朝臣河子従四位下。親王母也。

（『類聚国史』帝王十二、天皇遊宴）

無品安勅内親王薨。桓武天皇第十三女。母従四位上藤原朝臣大継之女従四位下河子也。

（『文徳実録』斉衡二年九月十七日条）

とだけある。六十歳前後であろうか。桓武の曾孫・文徳天皇の御代のことである。

さて、河子腹の皇女で叙品されたのは他に紀内親王がいる。仁和二年（八八六）の薨伝には

三品紀内親王薨。不任縁葬之所司。以喪家固辞也。皇帝不視事三日。内親王者。桓武天皇第一五女也。母従四位下藤原朝臣河子。従四位上大継之女。内親王与仲野親王同産也。天長元年春授四品。仁和之初進三品。薨時年八十八。

（『三代実録』仁和二年六月二十九日条）

と見える。『日本後紀』天長元年部分には欠落しているので確認が出来ないのだが、この薨伝によると叙品は天長元年（八二四）春に四品とされたのが最初のものである。このとき内親王は二十六歳。三品に進められたのはそれから六十年も後の仁和元年（八八五）のことで、

進四品紀内親王階加三品。

（『三代実録』一月二十二日条）

とだけ記されている。しかしその直後、

勅以山城国葛野郡田邑神応寺。預定額。紀内親王創建此寺。付属延暦寺僧報恩也。

このころ嵯峨天皇は一月二十五日に川野に、内親王奉獻前日の二月九日に瑞野に遊獵、二月十七日からは交野へ行幸している。安勅内親王の奉獻は、慌ただしい中にも天皇にとっては久々の内裏での宴だったのであろう。叙品当時、安勅内親王は二十歳代前半であろうか。「皇親奉獻は底をのぞけば有力氏族の企て」（注1）とするならば、京家は嵯峨天皇との関係を密にしたい意図があったのであろうか。前述したように内親王らの後見は、奉獻するに足る充分な財力が有ったのである。

安勅内親王はこの奉獻によって叙せられた品位を三十年あまり保持した後、嘉祥二年（八四九）の出家の際に返上している。

四品安勅内親王入道。上表還爵品。許之。

（『続日本後紀』嘉祥二年閏十二月二十一日条）

勅。四品安勅内親王依願令入道。宣封戸及帳内資人品田収公。但无品本封。帳内資人依旧行之。

（『続日本後紀』嘉祥三年二月二日条）

四品から无品になっても品封が無くなるわけではなく、五十戸減らされて百戸となる。安勅内親王の後見は経済的に豊かだったと思われるので、出家を契機に品位を返上しても何ら困窮する不安は無かったのであろう。

安勅内親王の薨去は斉衡二年（八五五）のことである。その薨伝には、

（『三代実録』仁和元年八月十三日条）とあるように、紀内親王創建の神応寺（注2）が定額寺に格上げされ、内親王自身翌年六月には薨じていることから叙品当時、既に病床に伏していたのではないだろうか。報恩は『元享釈書』によれば桓武天皇が長岡京にあって沈痾で苦しんでいたとき根本呪五十遍を呪って病を治したため、勅によって親族に官禄を、本人には封戸を賜ったという。また、『僧綱補任抄出』から報恩が桓武天皇の内供奉であることが分かっている。しかし延暦十四年（七九五）に入滅しているため、延暦十八年誕生の紀内親王と直接の接点はなく、二人の関係は不明である。また、神応寺はほどなく廃寺となったものか、史料にその名を見つけることは出来ない。しかし田邑郷は京の近郊、西北にあり、文徳天皇や後には光孝・村上天皇も葬られていることから、寺の建立地・葬地として適当だったと思われる。

紀内親王の叙品については、同母兄・仲野親王の存在抜きには考えられない。親王は紀内親王の三品叙品当時既に薨去している。しかし元慶八年（八八四）二月に即位したばかりの光孝天皇の後宮にあってほとんど唯一の妃、班子女王は仲野親王の娘である。即位当時既に五十六歳であった光孝天皇の後継として、班子女王腹の源定省（後の宇多天皇）が有力視されていたことは想像に難くなく、班子女王にとって叔母に当たる紀内親王に対し、光孝天皇は見舞

いの意味、高齢の皇女に対する敬意をも含めつつ叙品したものだらう。

善原・大井内親王については、それぞれ貞観五年（八六三）、貞観七年（八六五）の薨伝のみが残されている。

无品善原内親王薨。不任縁葬之所司。以喪家固辞也。皇帝不視事三日。内親王者。桓武天皇之皇女也。母從四位上藤原朝臣大繼之女。從四位下河子焉。

（『三代実録』貞観五年七月二十一日条）

无品大井内親王薨。不任縁葬之所司。以喪家固辞也。皇帝不視事三日。内親王者。桓武天皇之皇女。母從四位下藤原朝臣河子。從四位上大繼之女也。

（『三代実録』貞観七年十一月二十八日条）

双方とも七十歳前後であろう。桓武の玄孫・清和天皇の御代になっていた。河子腹の皇子女たちは、総じて長命であったようだ。

（注1） 目崎徳衛氏「平安時代初期における奉獻——貴族文化成立論の一視角として——」（『平安文化史論』昭和四十三年／桜楓社）

（注2） 石清水八幡宮と谷を隔てて建つ寺も神応寺であるが、『石清水雜記』に見えたとおりそれは貞観年間に応神寺として建立され、その後神応寺と改められたもの。紀内親王創建の寺とは異なる。

（柳澤 理恵子）

布勢内親王

布勢内親王の母は『本朝皇胤紹運録』によれば、中臣大魚女・豊子である。『日本後紀』では内親王の母を丸（わに）朝臣氏としているが、これは中臣氏族と思われる中臣丸朝臣氏のことであろう。天平神護二年（七六六）に

左京人正五位下中臣丸連張弓等廿六人賜姓朝臣。

（『続日本紀』天平神護二年三月十三日条）とあるが中臣氏系図にも見えず、それ以上のことは不明である。

内親王自身の生年も不明であるが延暦十六年（七九七）四月十八日に齋宮に卜定されているからそれ以前、第二皇女の高志内親王が延暦八年の生まれなので（注1）その後、と考えると卜定当時七、八歳だったろうか。

布勢内親王は異母姉・朝原内親王の後任として伊勢に赴き、父帝崩御の大同元年（八〇六）三月十七日までの十年間を勤め上げている。齋宮退下時には妙齡の女性であったことが想像され、華やかなひとときもあったようである。異母兄・平城天皇の御代には遊獵に宴席を設け、これを歓待している。

遊獵北野。布勢内親王奉獻。飲宴極日。有司奏樂。

賜五位以上衣被。（『日本後紀』大同三年十月七日条）

奉獻の事情は不明であるが（注2）、後見の豊かな経済力を背景として内親王が異母兄をもてなしたのである。

布勢内親王は生涯独身であった。弘仁三年（八一二）の薨伝には

无品布勢内親王薨。詔贈四品。遣從五位下弟村王。

從五位下文室真人末嗣等。監護喪事。親王者。皇統彌照天皇（桓武）第五女也。母丸朝臣氏。親王資性婉順。貞操殊勳。延暦十六年為伊勢齋。

（『日本後紀』弘仁三年八月六日条）

と記され、真面目な人柄が偲ばれる。しかしながら布勢内親王と追贈使の弟村王らとの関係は不明であり、また内親王の贈品の理由も分からない。齋宮や齋院を勤めた内親王・女王全てが叙品・贈品されているというものでもないが、薨去の時期が異母とはいえ兄の嵯峨天皇の御代であったことが大きかったのだからであろう。

遺言があったのだろうか、薨去後に東西二寺へ内親王の壘田が施入されていることが記録されている。

贈四品布勢内親王壘田七百七十二町施入東西二寺。

（『日本後紀』弘仁三年十一月二十七日条）

薨去時、布勢内親王はまだ三十歳前であったと思われる。

（注1） 『皇女総覧（二）』（『国文目白』第三十四号）

●史料

※本文は文末に挙げた最初の史料名のものに拠った。なお、文頭の数字は西暦である。

《滋野内親王》母、藤原上子（小黑麻呂女）

最終位、无品

皇女。高志内親王。朝原内親王。因幡内親王。安濃内親王。甘南備〔ヤカミナミ〕内親王。大宅内親王。滋野内親王。伊登内親王。春日内親王。高津内親王。賀楽〔ヤサキ〕内親王。菅原内親王。安勅〔ヤチ〕内親王。大井内親王。紀〔ヤシ三品〕内親王。池上内親王。駿河内親王。善原内親王。布施内親王。已上三五人〔割注／男十六人女十九人〕

『皇代記』

母藤原上子。大納言小黑丸女【頭注】（へ）文徳実録、天安元年四月甲戌无品滋野内親王薨、桓武天皇第七女也

『本朝皇胤紹運録』

857 (天安元年四月) 甲戌〔ヤキ七〕。无品滋野内親王薨。親王者。桓武天皇第七女也。母大納言正三位勳四等藤原朝臣小黑麻呂女。正五位下上子也。親王容色妖艷。不免淇上之譏。『文德天皇實錄』 『日本紀略』

《春日内親王》母、坂上春子(田村麻呂女) /

同母兄弟、葛井親王 / 最終位、无品

皇女。高志内親王。朝原内親王。因幡内親王。安濃内親王。甘南備〔ヤカミナミ〕内親王。大宅内親王。滋野内親王。伊登内親王。春日内親王。高津内親王。賀樂〔ヤキ三品〕内親王。菅原内親王。安勅〔ヤキ四品〕内親王。大井内親王。紀〔ヤキ三品〕内親王。池上内親王。駿河内親王。善原内親王。布施内親王。已上三五人【割注 / 男十六人女十九人】 『皇代記』

天長九十二薨。母同葛井【頭注】(千) 紀略、天長九年十二月壬午、春日内親王薨『本朝皇胤紹運錄』

811 (弘仁二年八月) 丙子〔ヤキ十四〕。山城國乙訓郡地一町賜春日内親王。『日本後紀』

812 (弘仁三年三月) 己卯〔ヤキ廿一〕。山城國乙訓郡陸田一町九段賜春日内親王。『日本後紀』

832 (天長九年十二月) 壬午〔ヤキ廿四〕。无品春日内親王薨。桓武天皇之皇子也。『日本紀略』

《安勅内親王》母、藤原河子(大繼女) /

同母兄弟、仲野親王・大井・紀・善原内親王 / 最終位、无品

皇女。高志内親王。朝原内親王。因幡内親王。安濃内親王。甘南備〔ヤカミナミ〕内親王。大宅内親王。滋野内親王。伊登内親王。春日内親王。高津内親王。賀樂〔ヤキ三品〕内親王。菅原内親王。安勅〔ヤキ四品〕内親王。大井内親王。紀〔ヤキ三品〕内親王。池上内親王。駿河内親王。善原内親王。布施内親王。已上三五人【割注 / 男十六人女十九人】 『皇代記』

817 (弘仁) 八年二月庚子〔ヤキ十〕。安勅内親王奉獻後宮。无品安勅内親王授四品。正五位上藤原朝臣河子從四位下。親王母也。【注】河、原作阿、今從紀略本書卷七十八及本

史齊衡二年九月紀『類從國史』 『日本紀略』

849 (嘉祥二年十二月庚午〔ヤキ廿一〕) 此日。四品安勅内親王〔ヤキ桓武皇女〕入道。上表還爵品。許之。『續日本後紀』

850 (嘉祥三年二月) 辛亥〔ヤキ二〕。勅。四品安勅内親王。依願令入道。宜封戸及帳内資人品田収公。但无品本封。帳内資人依舊行之。『續日本後紀』 『日本紀略』

855 (齊衡二年九月) 癸亥〔ヤキ十七〕。無品安勅〔ヤキアトキ「廣」〕内親王薨。桓武天皇第十三女。母從四位上藤原朝臣大繼之女從四位下河子也。『文德實錄』 『日本紀略』

《大井内親王》母、藤原河子(大繼女) /

同母兄弟、仲野親王・安勅・紀・善原内親王 / 最終位、无品

皇女。高志内親王。朝原内親王。因幡内親王。安濃内親王。甘南備〔ヤカミナミ〕内親王。大宅内親王。滋野内親王。伊登内親王。春日内親王。高津内親王。賀樂〔ヤキ三品〕内親王。菅原内親王。安勅〔ヤキ四品〕内親王。大井内親王。紀〔ヤキ三品〕内親王。池上内親王。駿河内親王。善原内親

王。布施内親王。已上三五人【割注 / 男十六人女十九人】 『皇代記』

貞觀七十廿八薨。母同【頭注】(ワ) 三代實錄、貞觀七年十一月二八日无品大井内親王薨『本朝皇胤紹運錄』

865 (貞觀七年十一月) 廿八日乙巳。無品大井内親王薨。不任緣葬司。以喪家固辭也。帝不視事三日。内親王者。桓武天皇之皇女。母從四位下藤原朝臣河子。從四位上大繼之女也。『三代實錄』 『日本紀略』

《紀内親王》母、藤原河子(大繼女) /

同母兄弟、仲野親王・安勅・大井・善原内親王 / 最終位、三品

皇女。高志内親王。朝原内親王。因幡内親王。安濃内親王。甘南備〔ヤカミナミ〕内親王。大宅内親王。滋野内親王。伊登内親王。春日内親王。高津内親王。賀樂〔ヤキ三品〕内親王。菅原内親王。安勅〔ヤキ四品〕内親王。大井内親王。紀〔ヤキ三品〕内親王。池上内親王。駿河内親王。善原内親王。布施内親王。已上三五人【割注 / 男十六人女十九人】 『皇代記』

三品。仁和二六廿九薨。八十八。母同『本朝皇胤紹運錄』

885 (仁和元年一月) 廿二日戊寅。左兵衛大尉正六位上在原朝臣棟梁。左衛門大尉正六位上良岑朝臣遠年並授五位下。進四品紀内親王階加三品。授從五位上在原朝臣文字正五位下。『三代實錄』『日本紀略』

885 (仁和元年八月) 十三日乙丑。勅以山城國葛野郡田邑鄉神應寺。預於定額。紀内親王創建此寺。付屬延曆寺僧報恩也。『三代實錄』『類聚國史』『日本紀略』

886 (仁和二年六月二十九日) 是日。三品紀内親王薨。不任緣葬之所司。以喪家固辭也。皇帝不視事三日。内親王者。桓武天皇之第十五女也。母從四位下藤原朝臣河子。從四位上大繼之女。内親王与仲野親王同產也。天長元年春授四品。仁和之初進三品。三品。薨時八十八。『三代實錄』『日本紀略』

886 秋七月戊寅朔三日庚辰。自任相撲司。緣贈皇太后忌日及内親王薨。未發音樂之聲。是日始發焉。『類聚國史』

皇女。高志内親王。朝原内親王。因幡内親王。安濃内親王。甘南備〔ヤカミナミ〕内親王。大宅内親王。滋野内親王。伊登内親王。春日内親王。高津内親王。賀樂〔ヤ三品〕内親王。菅原内親王。安勅〔ヤ四品〕内親王。大井内親王。紀〔ヤ三品〕内親王。池上内親王。駿河内親王。善原内親王。布施内親王。已上三五人【割注/男十六人女十九人】『皇代記』

齋宮。弘仁三八十六薨。母中臣豐子。大魚女『本朝皇胤紹運錄』

797 (延曆) 十六年四月癸酉〔ヤ十八〕。以布勢内親王。為伊勢太神宮齋。【頭注】勢、已本作施○〔即移、柳本猪本闕一字、明應本作御、大永本无、寮本伊本无移字〕『類聚國史』『日本紀略』

797 八月甲戌〔ヤ廿一〕齋内親王〔ヤ布勢〕被于葛野川。即移入野宮。『類聚國史』『日本紀略』

799 (延曆) 十八年七月己酉〔ヤ七〕。停伊勢齋宮新嘗會。但以歌舞伎。供九月祭。『類聚國史』

《善原内親王》母、藤原河子(大繼女) /

同母兄弟、仲野親王・安勅・大井・紀内親王 / 最終位、无品

皇女。高志内親王。朝原内親王。因幡内親王。安濃内親王。甘南備〔ヤカミナミ〕内親王。大宅内親王。滋野内親王。伊登内親王。春日内親王。高津内親王。賀樂〔ヤ三品〕内親王。菅原内親王。安勅〔ヤ四品〕内親王。大井内親王。紀〔ヤ三品〕内親王。池上内親王。駿河内親王。善原内親王。布施内親王。已上三五人【割注/男十六人女十九人】『皇代記』

貞觀五七廿一薨。母同賀樂【頭注】(ヨ)按、善原内親王、三代實錄為藤原河子所生『本朝皇胤紹運錄』

863 (貞觀五年七月二十一日) 无品善原内親王薨。不任緣葬諸司。以喪家固辭也。皇帝不視事三日。内親王者。桓武天皇之皇女也。母從四位上藤原朝臣大繼之女。從四位下河子焉。『三代實錄』『日本紀略』

《布勢内親王》母、中臣豐子(大魚女) / 最終位、无品(贈四品)

799 (七月) 庚午〔ヤ廿八〕。遣板使畿内七道諸國。以齋内親王將入伊勢也。『類聚國史』

799 八月丙申〔ヤ廿五〕。奉幣帛於伊勢太神宮。以齋内親王將入齋宮入。『類聚國史』『日本紀略』

799 (八月) 是月。禁京畿百姓奉北辰灯。以齋内親王入伊勢齋宮也。『類聚國史』『日本紀略』

799 九月庚辰〔ヤ三〕。齋内親王發野宮赴伊勢。遣侍從從四位下中臣王。參議正四位下藤原朝臣乙叡等送焉。『類聚國史』『日本紀略』

806 (延曆二十五年三月) 癸巳〔ヤ廿九〕。令大和。伊賀兩國造行宮。為齋内親王〔ヤ布勢〕歸京也。『日本後紀』『類聚國史』

806 (四月) 戊申〔ヤ十五〕。是日。遣右兵庫頭從五位下佐伯王。左衛士佐從五位下百濟王教俊等。迎齋内親王於伊勢國。『日本後紀』『類聚國史』

806 (四月) 己酉〔ヤ十六〕。遣使奉幣於伊勢大神宮。齋内親王歸京也。『日本後紀』『類聚國史』『日本紀略』

808 (大同三年十月) 乙卯〔廿七〕。遊獵北野。布勢内親王奉獻。飲宴極日。有司奏樂。賜五位以上衣被。『日本後紀』
『類聚國史』

812 (弘仁三年八月) 辛卯〔廿六〕。无品布勢内親王薨。詔贈四品。遣從五位下弟村王。從五位下文室真人末嗣等。監護喪事。親王者。皇統〔廿桓武〕彌照天皇第五女也。母丸朝臣氏。親王資性婉順。貞操殊勳。延曆十六年爲伊勢齋。『日本後紀』

812 (弘仁三年十一月) 壬午〔廿七〕。贈四品布勢内親王壘田七百七十二町施入東西二寺。『日本後紀』『類聚國史』

812 民部省符／應早施入東寺布施内親王庄壘田等事／一所伊勢國大國庄／在飯野・多氣兩郡／一所摂津國垂水庄／在豐嶋郡中條／一所越前國高輦庄／一所同國蒜嶋庄／右、被太政官去十一月廿七日符称、被大納言正三位藤原朝臣國(園力)宣稱、奉△勅、件垂水庄壘田等、宜施入東寺者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、從五位下少輔高階真人「遠成」從六位下行少録秦忌寸「氏繼」／弘仁三年十二月十九日『平安遺文』民部省符案』

一月廿七日、以大師奏狀勅施入既畢、皇帝以同十四年正月十九日、永東寺附屬於大師、而間大國・川合兩庄司坂田川成每年解狀云、一略—天長地久御願者、大納言正三位行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣奉△勅、特時〔廿マ、〕准來奏者、省宜承知、依件如舊任延曆廿二年・承和二年之例、勘入於東寺者、國宜承知、依件行之、符到奉行、少輔從五位下橘朝臣「貞雄」△△從八位上少録船宿禰「鯨」／△△承和十一年九月十日／「奉行」同年十一月十五日、件正文續於國既畢、而彼寺爲永公驗、依事功德、下知郡之後、重案文二通加奉行、一通奉上東寺、一通給彼庄了、兩郡司宜承知、依件行之、符到奉行、正五位下行守兼齋宮權頭長峯宿禰「高名」大掾紀(草名)／右近衛少將從五位下行兼介坂上大宿禰△少掾藤原「康平」／權目在原(草名)／少目物部「貞利」○「民部省印」及ビ文不明(伊勢國印力)印アリ。數不明。『平安遺文』民部省符案』

845 國符△多氣・飯野兩郡司／△可任官符旨如舊免□□□□
□□領貳箇處事／壹處川合勅旨施入田陸町本數〔二行、元屋部王家領、桓武天皇勅施入、△多氣・飯野兩郡〕／壹處大國庄△〔二行、元贈四品布勢内親王壘百八十五町九段百八十余步飯野・多氣兩郡〕／△四至〔二行、限東宇保村高岡△限南多氣郡佐奈倉崎／限西中万〔廿臣力〕氏墓△限北

813 嵯峨天皇弘仁四年九月己卯〔廿三十〕。故布勢内親王家直錢一萬貫充修理諸寺新。親王遣命也。『類聚國史』

835 副□△民部省合員并相博圖／四至□□□常荒地八十三町余、川成荒地三十五町□□□／△△五町余、川成土浪人私治田隱作二十四町五段余、一略—拾肆樞俣田玖段治布勢内親王、東大寺田、一略—右、被太政官今月九日符称、從二位大納言兼皇太子傳藤原朝臣〔廿(三守)〕宣、奉△勅、以件東寺田處處鄉等散在貳拾壹町貳段佰肆拾步、大國庄田壹佰捌拾伍町玖段佰捌拾步坪之内、相交公田相博、同賜東寺庄家、宜承知、依宣行、國宜承知、依件、符到奉行、△△承和二年四月十五日／少輔從五位下□□△正六位上行少録出雲宿禰祐副「判」△件東寺田、任民部省符并并在國文圖勘狀、可令領掌於彼寺之狀與判、守從五位上丹■真人清兄」○國印ノ影二百余アリ『平安遺文』民部省符寫』

845 民部省符△伊勢國司／△應如舊勘入東寺川合勅旨田陸拾陸町事／一略—右、被太政官去八月八日符称、得少僧都實惠奏稱、東寺是桓武天皇草創、鎮護國家砌也、而爲夜燈日供每年七月十五日施燈醃料、以去延曆廿二年正月七日勅施入川合庄田陸拾町大國庄田佰捌拾伍町玖段佰捌拾步、贈四品布勢内親王存生之時、寄貢弘法大師、以去弘仁三年十

四神山里繩井大溝)／右件庄等、依今月一日官符旨、如舊可免除之狀、所仰如件、兩郡司宜知〔廿承脱力〕、依件行之、符到奉行、正五位下行守兼齋宮權頭長峯宿禰「高名」從六位下行大掾紀朝臣(草名)右近衛少將從五位下兼介坂上大宿禰／承和十二年十一月十五日○印(文不明)ハアリ。本文書稍疑ハシ。『平安遺文』伊勢國符』

929 〔廿端裏〕「伊勢國飯野庄大神宮勘注十一枚延長七年／伊勢太神宮／勘申寺〃田并雜田事／合拾捌町壹段參佰貳拾步／一東大寺田佰壹町■段貳佰玖拾陸步一略(以下土地列挙)——一淳和院田三段三百十步一略(以下土地列挙)——右、被司今月六日符同七日到來称、齋宮察今日牒狀称、宇多院去四月廿五日宣旨今日到來称、東大寺庄在飯野郡、今爲令勘件庄田一略—而東大寺自去寬平七年、號布施内親王施入、強有奪妨、因■以去年十月、牒送於東大寺、令勘會彼此公驗、而東大寺報牒称、施入公驗在昔紛失、無有寺底、■不能勘會公驗、一略—此國遭去貞觀十六年大風暴雨、國府官舍皆悉転倒之間、文書多致腐損紛失也、■无實之由載度度交替帳、言上已了、然則件官符无有庫底、但勘弘仁十二年圖、件田地等注布施内親王名、彼後承和・嘉祥兩般圖、注或坪〔廿マ、〕東寺田、或坪注東大寺田也、犬牙相交、真偽難辨、雖然東寺所領公驗既灼然也、東大寺所論、未見一枚公驗、而承和・嘉祥等圖、東大寺田相接也、

■是圖面雖似有疑、而前前國宰所勘定、卒爾難改、今須寺請官裁、依實改正者、因之以去年十二月先檢民部省田籍之狀言上、即以今年二月十三日官宣下彼省、勘兩般圖籍已了、就中承和九年圖者、內親王田地忽百八十四町三段十步之內、唯注東大寺名四町、此遣者一向注東寺名、嘉祥二年後圖者、唯注東寺名四町、此遣者一向注東大寺名、一略—上件東寺領來、無有他妨、因之具由勘申如件、但未勘申延喜二年班田圖籍之、延長七年七月十四日△擬少領久米「乙衛」／檢△■私部身病／檢△■秦身病／勾△當兄國「定輔」／權勾當私部「元仁」／勾△當物部「敢主」／判△貳通・一通院進料／一通司留料／大司大中臣「恆瀧」／少司大中臣「滋行」／○「大神宮印」數十アリ『平安遺文』伊勢國飯野莊大神宮勘注』

929 太神宮司牒△齋宮寮衛／△進送令勘注在飯野郡寺田并百姓口分田勘文二卷之狀／△△一卷△神民口分田坪付勘文／△△一卷△寺／田坪付勘文／牒、寮今月六日牒狀稱、被宇多院去四月廿五日宣旨今日到來稱、東大寺庄在飯野郡、今爲令勘件庄、下遣御厩侍大原並高、須仰神宮司等、令入勘之由、宜仰遣者、■牒送如件、乞也察之狀、依宣旨入部件使、欲令勘濟彼庄事者、依來牒、雖無官符、爲畏院宣、下符郡司、令勘申、爰郡司等勘申云、東大寺庄、往古今無有郡中、但在布施內親王施入東寺之墾田荒熟惣百八十四町、

月廿一日／大司正六位上大中臣朝臣「恆瀧」／從八位上守少司大中臣朝臣／○「大神宮印」二十四アリ。／梅園奇賞ヲ以校正ス。『平安遺文』伊勢大神宮司解』

932 案文／件庄隱田地〔ヤ始〕自去延長七年春時真演勘顯也、彌以求爲寺家勘領、請給正官符已、／同年十一月廿三日使小寺主僧真演—略—右、得東寺牒稱、件田引勘延曆廿二年以降昌泰元以往度〃圖籍公驗、布勢內親王墾田去弘仁三年十一月廿七日奉△勅施入官符、以承和八年荒熟實檢官符兩度下國、同十二年四月十五日國郡注繪圖云、延曆廿二年正月七日官符所定者、同十二年七月十一日依國符飯野多氣兩郡等、勘申文云、—略—從四位上行勘解由長官兼左中辨參河權守紀朝臣〔二行右、在判〕△從五位下行大史權紀伊介錦部宿禰〔二行右、在判〕／承平二年八月五日—略—『平安遺文』太政官符案』

932 伊勢太神宮司解△申請官符事／△壹紙、被載應令如舊東寺領掌勅施入貳箇處狀／△壹處川合勅旨田陸拾陸町桓武天皇御瀨入、／△△在多氣郡△飯野郡／△壹處大國庄佰捌拾伍町玖段佰捌拾步元贈四品布施內親王勅施入四箇庄內也云〃、／△△在飯野郡△多氣郡／四至〔二行、限東宇保村高岡△限南多氣郡佐奈倉崎／限西中方氏連墓△限北四神山里并大溝〕／右、被去八月五日太政官符同年十月廿五日到

其由太政官〔ヤ去脱力〕昌泰元年八月十六日符分明也、■勘申彼由既畢者、依郡司勘申、寺田・神民口分田、彼此勘文二卷、令勘申之間、使者論云、此勘文可有一卷、不可爲兩卷者、辨定此事之間、日暮入夜止廳事、於是件使司館入來、爲宗無道惡言、不取彼勘文還却〔ヤ去〕也、■注其由、行事副勘文、牒□〔ヤ送〕如件、今勅狀、以牒、／△△延長七年七月廿一日／大司大中臣「恆瀧」／少司大中臣○「大神宮印」二十二アリ『平安遺文』大神宮司牒』

929 伊勢太神宮司解申進上勘注在飯野郡寺田并神民口分田坪付勘文事／△合貳卷／△△一卷△神民口分田坪付勘文／△△一卷△寺寺田坪付勘文／右、得齋宮寮今月六日牒狀稱、被宇多院去四月廿五日宣旨今日到來稱、東大寺庄在飯野郡、今爲令勘件庄、下遣御厩侍大原並高、須仰神宮司等、令入勘之由、宜仰遣者、■牒送如件、乞也察之狀、依宣旨入部件使、欲令勘濟彼庄事者、依來牒、雖無官符、爲畏院宣、下符郡司、令勘申彼庄事、爰郡司等勘申云、東大寺庄往古今來無有郡中、但在布施內親王施入東寺墾田荒熟惣百八十四町、其由太政官去昌泰元年八月十六日符分明也、■勘申彼由既畢者、依郡司勘申、寺田・神民口分田、彼此爲別卷注二卷、令勘申之間、日暮入夜止廳事也、於是件使入來司館、以無道惡言爲宗、不請彼勘文還去也、爰注其行事、謹副勘文、差使者言上如件、■注事狀、謹解、／延長七年七

來稱、右得東寺牒稱、件兩庄引勘延曆以降昌泰岩塩以往度請文・圖籍之處、多氣・飯野兩郡東寺本領川合勅旨田六十町、去延曆廿二年正月七日桓武天皇奉勅施入官符稱、爲遮那丈六夜燈日供每七月十五日施砂料之由分明也、大國庄田百八十五町九段百八十步、元是贈四品布施內親王墾田、去弘仁三年十一月廿七日奉勅施入官符稱、以上件田地限盡未來際、施入三實分、依發願先帝皇后贈四品布勢內親王爲成等正覺、兼爲聖朝實壽安穩延、一切所願皆使滿足、—略—如舊早令東寺領掌、國宜承知、依宣行之、不得重申請、須任官符、國司奉行、然而神三郡非國務、因準〔ヤマ、〕前例、所請如件、／△△承平二年十月廿五日／大司大中臣在判／權大司大中臣／少司大中臣『平安遺文』伊勢太神宮司解案』

1076 東寺御庄司解△申請本寺政所裁事—略—右、下司謹檢、舊記、當御庄以去延曆廿二年正月七日、奉勅施入田六十六町、川合兼又以弘仁三年十一月廿七日百八十五町九段百八十步〔二行、大國庄田〕、布勢內親王墾田寺家勅〔ヤ施力〕入歲久矣、而御庄公驗罷入庄田等代代別當注下給、未絕妨輩、—略—承保三年十一月廿三日△△△庄專當大中臣安元／預△同△安延／下司△△△寂安『平安遺文』東寺領伊勢國大國莊司解案』

1086 「案文」〔ヤ(端裏)〕若進文書粉失〔ヤ(マ、)〕日、以此定案詞、後代可尋申、△川合庄依沙汰進官文書目錄等事——略——大國、弘仁・承和等、皆東寺領川合〔二行、注之〕同二年〔ヤ(マ、)〕圖相博布勢內親王勅施入東寺大國庄內公田〔二行、云々〕——略——應德三年七月日注留之、東寺權上座大法師位——就成願寺別當觀範・能算・明算等、每度奏狀勘出相違、奏狀二通〔二行、之中〕一通九箇條、一通三箇條也、『平安遺文』東寺領伊勢國川合莊文書進官目錄案』

1091 應令東寺別當辨申大威儀師傳燈大法師位能算訴申、任符旨、被停止成願寺所領伊勢國川合庄田併東寺所領大國庄內押取事、右、得彼能算今月十六日解狀稱、謹驗案內、成願寺者嵯峨天皇第三王子彈正尹二品秀良親王與觀宿大僧都相共、殊發弘願、所草創之道場也、所領庄田伊勢國多氣郡十八町余也、其官省符明白也、東寺所領大國庄者、本願勅施入之上、布勢內親王所被加施入之田園、在飯野郡者、所在郡縣已以各別、阡陌條里不可混濫、但之中、設雖有相論坪坪、東寺與判等顯然也——略——寬治五年六月廿六日△右大史大江〔ヤ(爲實)〕〔花押)奉『平安遺文』堀河天皇宣旨』

1091 法橋上人位某解△申請△官宣旨事△壹紙△載應令有訛謬、重勘注如件、△△康和元年閏九月十一日△明法博士兼左衛門少志中原範政『平安遺文』明法博士中原範政重勘文』

1099 勘申東寺與成願寺相論田地拾■町陸段貳佰拾步事△△在伊勢國管多氣・飯野兩郡內字川合庄田△右、左大史小槻宿禰■俊仰云、右中辨藤原朝臣有信傳宣、權中納言藤原朝臣公實宣、奉△勅、東寺與成願寺相論伊勢國管多氣郡宇川合庄田、宜仰檢非違使對決兩方文書等、——略——已上拾參町者、不載去弘仁三年十二月九日贈四品布勢內親王領大國庄施入東寺之狀、而去承和二年四月十五日東寺方所勘出之民部省符、皆注入東寺相博庄田之由、但去延曆廿二年正月七日勅施入川合田陸拾陸町內、成願寺論田拾參町皆以所注載也、——略——太神宮牒東寺之狀、兼又成願寺所進弘仁・天長・承和等民部省圖帳案、成願寺傳領頗似有其謂、■勘申、康和元年九月十九日△正六位上行左衛門少志中原朝臣資清『平安遺文』左衛門少志中原資清官文』

1099 重勘申、東寺與成願寺相論伊勢國管多氣・飯野兩郡內相博田範政所難勘注條條相違事、——略——一範政勘注云、以成願寺所進貞觀案文、不可破延曆・弘仁・承和等証文事、右、延曆廿二年正月七日勅施入東寺狀者、自貞觀以往隔七十餘年、又弘仁三年布勢內親王以大國庄田百八十五町九

辨申大威儀師傳燈大法師位能算訴申、任符旨、被停止成願寺所領伊勢國川合庄田併東寺所領大國庄內押取事、——略——又、大國庄・垂水・蒜嶋・高■庄等、贈四品布勢內親王爲後世菩提、存生之之〔ヤ(マ、)〕時、寄貢高野大師、而以去弘仁三年十一月廿七日奉勅施入田島、多氣・飯野內于今明白也、——略——『平安遺文』東寺別當時圖請文案』

1099 「範政」〔ヤ(端裏)〕重勘注以東寺替得所領大國庄內公田廿一町百四十步、可爲成願寺領由、資清不察文書理、暗勘申不當條條狀、——略——以成願寺所進貞觀案文、不可破延曆・弘仁・承和等證文等、右、延曆廿□〔ヤ(二)〕年□〔ヤ(正)〕月七日勅施入東寺狀者、自貞觀以往隔七十〔ヤ(マ、)〕余年、又弘仁三年布勢內親王、以大國庄田百八十五町九段、垂水庄□□□□大師□〔ヤ(者)〕自貞觀以往隔□〔ヤ(五)〕十餘年、又承和二年圓田宣旨者、自貞觀以往隔廿餘箇年矣、若俱爲狼藉之書者、以往之文輒難棄置歟、——略——東寺是桓武天皇草創鎮護國家砌也、而爲夜燈日供每年七月十五日施醃料、以去延曆廿二年正月七日勅施入川合庄田陸拾陸町、大國庄田佰捌拾伍町玖段佰捌拾步、贈四品布勢內親王存生之時、寄貢弘法大師、以去弘仁三年十一月廿七日依大師奏狀、勅施入既畢、皇帝依同十四年正月□□〔ヤ(十九)〕日、永東寺附屬於大師、而問大國川合兩庄司坂田川成每年解狀——略——而資清不察委旨、考案之旨、依

段百八十步、貢弘法大師者、自貞觀以往隔五十餘年、又承和二年圓田宣旨者、自貞觀以往隔廿餘箇年矣、若俱爲狼藉之書者、以往之文輒難棄置歟者、範政勘注全不得心事歟、何者於弘仁三年布勢內親王大國庄田百八十五町九段余者、全不載所論坪坪、因■當時論田之日、難備往古之券、又於延曆廿二年本勅旨田者、以六十六町內、成願寺相論坪坪相替大國庄公田、承和二年三月十五日被圓田之後、依爲公田代勅旨田、專不爲東寺領歟、然者成願寺專非敗往古無止券文、又被替放公田之後、秀良親王有由緒、被寄成願寺、有何難哉、——略——△△康和元年十月十一日△正六位上行左衛門少志中原朝臣資清『平安遺文』左衛門少志中原資清重勘文』

1103 大國御庄田堵住人等解△申請△本家△裁事——略——右、謹承舊記、件御庄者、布勢內親王御領也、而以去承和年中仁明天皇御時被建立、勅施入桓武天皇御願東寺之由、顯然也、隨即計年記者、如上件、自承和二年迄于延喜三年六十八年、自延喜以後二百三十一年也、——略——長承二年五月△日△△御庄專當菅原武道／藤原時光／田堵住人等／伴△得久／長△久枝／藤原枝成／佐伯友久／大神真枝／藤原行正／齋宮寮宮主卜部正元／豐受太神宮內人大神真元／同△△△宮內人大神武次／太神宮大物忌父荒木田豐平『平安遺文』伊勢國大國庄堵住人等解』